



平成 27 年 12 月 22 日

各 位

会社名 株式会社ピクセラ
代表者名 代表取締役社長 藤岡 浩
(コード番号 6731 東証第二部)
問合せ先 取締役 池本 敬太
(TEL 06-6633-3500)

債務超過解消による猶予期間の解除に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 9 月期において債務超過の状況に陥り、株式会社東京証券取引所における上場廃止に係る猶予期間入り銘柄となりましたが、本日、有価証券報告書を近畿財務局長に提出した結果、平成 27 年 9 月期において債務超過を解消したことにより、猶予期間入り銘柄から解除されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 対象となる法定開示書類

第 34 期 有価証券報告書 (自 平成 26 年 10 月 1 日 至 平成 27 年 9 月 30 日)

2. 債務超過解消に至った経緯

当社は、平成 26 年 9 月期において債務超過の状況となりましたが、平成 27 年 8 月 3 日払込みの第三者割当による新株式の発行 300 百万円及び同日に発行した第三者割当による第 6 回新株予約権の行使 200 百万円により、平成 27 年 9 月期において債務超過が解消されました。

3. 今後の見通し

当社は、成長分野に積極的に経営資源を投入し新規事業の早期の収益化を目指すとともに、役員報酬の減額をはじめとする固定費削減を継続し、経営基盤の安定と収益力の改善を図ってまいります。

なお、平成 28 年 9 月期の業績につきましては、平成 27 年 11 月 12 日公表の「平成 27 年 9 月期決算短信 [日本基準] (連結) 1. 経営成績・財務状態に関する分析 (1) 経営成績に関する分析 (平成 28 年 9 月期業績見通し)」に記載のとおりです。

以 上